

議案第16号

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

令和2年度における低所得者の介護保険料を軽減するための改正

飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例

飛驒市介護保険条例(平成16年飛驒市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「30,840円とする」を「30,840円とし、令和元年度における保険料率は同号の規定にかかわらず25,700円とし、令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず20,560円とする」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「平成31年度」を「令和元年度」に、「39,400円とする」を「39,400円とし、令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず34,260円とする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「平成31年度」を「令和元年度」に、「49,680円とする」を「49,680円とし、令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず47,970円とする」に改め、同項を同条第4項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の飛驒市介護保険条例第9条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

飛騨市介護保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (保険料率)</p> <p>第9条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,840円とする</u></p> <p>_____。</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,700円とする。</u></p> <p>4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>39,400円とする</u></p> <p>_____。</p> <p>5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>49,680円とする</u></p> <p>_____。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (保険料率)</p> <p>第9条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,840円とし、令和元年度における保険料率は同号の規定にかかわらず25,700円とし、令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず20,560円とする。</u></p> <p>_____。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>39,400円とし、令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず34,260円とする。</u></p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>49,680円とし、令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず47,970円とする。</u></p> <p>以下 略</p>

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

令和2年度における低所得者の介護保険料額を軽減するための改正

2 改正の内容

(1) 改正の概要

平成26年の介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により追加された同法第124条の2の規定により、低所得者の保険料については、政令で定める軽減割合の範囲内で条例により軽減できるようになり、平成27年4月1日から消費税増税財源による国県の一部法定負担のもと、公費を投入し、低所得者の保険料軽減を図っている。

昨年10月に消費税が10%に増税されたことを受け、国ではその軽減をさらに強化するため、政令に定める軽減割合を強化する財源を含む令和2年度政府予算案が現在国会で審議されている。この流れで政令が改正される見込みとなることを受け、その政令改正をもとに令和2年度の低所得者保険料をさらに軽減したいため改正を行うもの。

(2) 改正の詳細

所得階層による保険料設定における低所得者層（第1段階から第3段階）の令和2年度の保険料の額を次の表のとおり軽減して定める。

（第9条関係）

第7期保険料段階	算定基準	第7期年間保険料
第1段階	①老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税の方 ②生活保護の受給者 ③本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が80万円以下の方 基準額×0.5 (平成30年度は基準額×0.45) (令和元年度は基準額×0.375) (令和2年度は基準額×0.3)	34,260円 (30,840円) (25,700円) (20,560円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が80万円を超え120万円未満の方 基準額×0.65 (令和元年度は基準額×0.575) (令和2年度は基準額×0.5)	44,530円 (39,400円) (34,260円)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が120万円を超える方 基準額×0.75 (令和元年度は基準額×0.725) (令和2年度は基準額×0.7)	51,390円 (49,680円) (47,970円)

3 施行日

本条例の施行は、令和2年度政府予算の成立を受けて政令が改正された後に施行するものとなるため、施行期日を公布の日から起算して3月を超えない範囲で規則に委任して定めるものとする。